

7 消安第 6764 号  
令和 8 年 3 月 30 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 21 号）、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 22 号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（令和 8 年農林水産省告示第 454 号）が令和 8 年 3 月 30 日付けで公布及び施行され、関係する告示及び通知を改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。